

令和 2 年 度 事 業 計 画

(自令和 2 年 4 月 1 日 至令和 3 年 3 月 3 1 日)

令和 2 年度の経済財政運営は、総合経済対策の円滑かつ着実な実施により、自然災害からの復旧・復興を加速するとともに、デフレ脱却・経済再生と財政健全化に一体的に取り組み、経済の下振れリスクを確実に乗り越え、我が国経済の生産性の向上や成長力の強化を通じて民需中心の持続的な経済成長つなげていくとしている。ただし、米中貿易問題の動向が世界経済に与える影響や、海外経済の不確実性、金融資本市場の変動の影響に留意する必要がある。

令和 2 年 1 月の内閣府月例経済報告において、「景気は、輸出が引き続き弱含むなかで、製造業を中心に弱さが一段と増しているものの、緩やかに回復している」とされているが、日本政策金融公庫の令和元年 10 月～12 月期生活衛生関係営業の景気動向等調査結果において、生衛業の景況は「足元で弱さがみられる」としている。具体的な数値として、業況判断 DI は▲28.8、売上 DI は▲28.7、採算 DI は▲9.4 でいずれも前年同期の水準を下回った。

また、調査対象生衛業者の約 5 割が、経営上の問題点として「顧客数の減少」と回答するなど、依然として厳しい経営環境が続いている。

さらに、生衛業界は、消費者ニーズの変化、地域における立地環境の構造的変化、後継者の確保難、環境保全対策の強化など様々な課題が取り巻いている。

一方、東京 2020 オリンピック・パラリンピックの開催を目前に控え、今後、ますます多くの外国人観光客の来日が見込まれるなど、生衛業界全体の活性化に向けた好機となる状況もある。

このような状況の下、当指導センターは、生衛業の振興、経営の健全化を図るための適切な支援策の実施や各生衛業との協働体制の構築が求められている。

令和 2 年度の国及び東京都からの当指導センターへの補助金は、財政が厳しい中にありながら、前年度とほぼ同額が認められている。この補助金等を有効に活用して、従来にも増して工夫をこらし、生衛業の抱える問題の解決に繋がる事業展開を図ることにより、公益財団法人としての役割を的確に果たしていく。

令和 2 年度において実施する主な事業は以下のとおりである。

I 東京都補助事業

1 国庫補助対象事業

(1) 相談指導事業

① 相談室運営事業

当指導センター内の相談室において、生衛業者に対する経営相談、経営診断、開業資金や設備改善資金などの資金繰りの相談、消費者の苦情に関する相談などを行う。

② 相談指導顧問設置事業

指導センターの経営指導員では対応することが困難な特別の専門知識を必要とする相談指導を行うため、弁護士による法律相談を随時実施する。

③ 経営指導員事業

指導センター経営指導員が、営業者等に対して巡回指導を実施する。

④ 生活衛生関係営業経営改善資金融資等指導事業

日本政策金融公庫が行う「生活衛生改善貸付」の融資を申し込む生衛業者に対する経営指導・審査や巡回相談指導を実施する。

また、経営指導員、経営特別相談員を対象に、経営指導に資する情報・知識等を提供するための研修会・講演会を開催する。

なお、国通知では、経営特別相談員に対する厚生労働省医薬・生活衛生局長表彰について、各都道府県指導センターの設立節目の周年行事に行うこととされていることから、当センター40周年に当たる令和2年度に行う。

⑤ 相談支援連絡協議会事業

生衛業者に対する日本政策金融公庫の生衛貸付に係る事務等を一段と円滑、迅速に処理するため、日本政策金融公庫と指導センター並びに生衛組合との会議や東京商工会議所との会議を開催する。

⑥ 分野調整等協議会等事業

大企業等の事業進出等による既存生衛業者との紛争の解決を図るための相談指導事業を行い、当事者間の自主的な事業活動調整の促進及び分野調整全般について調査検討するため、当該事案が発生した場合は「分野調整協議会」を開催する。

(2) 情報化整備事業

全国指導センター及び各都道府県指導センターの事務の効率化、経営指導情報の充実及び活用等を目的とする「生衛業情報ネットワークシステム」が構築されている。

当指導センターでは、当該ネットワークシステムを活用して、クリーニング師研修受講者・対象者の管理、標準営業約款登録店の登録、情報交換、ホームページの開設等に活用するとともに、機器の整備等システムの適切な運用を図っていく。

(3) 後継者育成支援事業

麺類、理容、美容、ホテル旅館、中華料理、クリーニング組合の協力を得て、行政等との連携のもとに、中学生、高校生及び若年者を対象としたインターンシップモデル事業を実施する。実施に当たっては、対象者及び取り組む組合の拡大を図っていく。

また、指導センターとの共催により、組合が後継者育成のために実施するイベント・出前事業等への支援を行う。

(4) 健康・福祉対策推進事業

① 健康入浴推進員養成講習会事業

健康入浴推進員養成講習会を、引き続き、東京都公衆浴場業生活衛生同業組合に委託して行う。

② 生衛業地域生活支援事業

生衛業者が、地域において高齢者や障害者等に対する適切なサービスを提供するための環境整備を図るものであり、荒川区、千代田区、世田谷区、墨田区、西東京市、江東区において、順次、補助犬同伴受け入れ等講習会及びモデル事業に取り組んできた。

令和元年度から大田区において事業を実施。引き続き、令和2年度も同区で実施する。

③ 新型インフルエンザ等感染症対策等事業

ノロウイルス、結核、鳥インフルエンザ、そして新型コロナウイルス感染症の発生など、生衛業における感染症への的確な対応や対策が重要となっている。

平成23年度から、検討会を設置し、普及啓発のためのパンフレット作成及び講習会を実施しているが、引き続き講習会を開催するなど普及啓発に努めるとともに、感染症の発生・拡大防止等に関する検討を行う。

なお、東京2020オリンピック・パラリンピックの開催前に特に感染症対策で留意すべき点について、改めて感染症対策のためのポイントを絞ったパンフレットを作成し、注意喚起を促す。

④ 外国人対応支援事業

東京2020オリンピック・パラリンピックの開催を目前に控え、外国人観光客の増加がさらに見込まれている。

生衛業において外国人観光客を円滑に受け入れるための基礎的な活用マニュアルを、平成27年度（飲食関係）及び28年度（サービス環境関係）に作成し、さらに、より実践的な対応力向上に向けた活用マニュアルを29年度（飲食関係）、30年度（サービス環境関係）に作成した。

令和元年度は、マニュアルの活用方法などを含め、実践力の向上をめざした講習会を開催した。

令和2年度においては、昨年度に引き続き各事業者が外国人対応についての実践的能力を高めるための講習会を開催するとともに、外国人従業員を受入・活用するための方法や留意点に関するマニュアル作りに取り組んでいく。

2 東京都単独補助事業

(1) 生活衛生関係営業連携事業

① 異業種連携事業の推進

- ・消費者との意見交換の場は今後とも必要不可欠との観点から、消費者等からの意見・提言を聴く場としての消費者懇談会を引き続き実施する（令

和 2 年度：サービス環境関係組合)。

- ・ 異業種間の連携・協働を推進するため、各組合への助成事業を引き続き実施する。
- ・ 組合加入促進のための広報を積極的に行うとともに、指導センター相談来所者に対する加入勧奨、組合への情報提供を引き続き実施し、各組合における加入促進の取組を支援していく。

② 都民との連携支援補助事業

各組合が都内で開催する全国大会や周年事業において、都民との連携に資する事業等を実施するための補助を引き続き行う。

(2) 生活衛生関係営業経営改善推進事業

① 経営改善支援事業

生衛業の経営基盤の安定化を図るために、従業員 5 人以下の事業所を中心に無料経営相談・診断を引き続き実施することにより、経営の健全化に寄与していく。また、経営基盤強化のための講演会等を開催する。

② 情報化支援事業

- ・ 生衛業の IT に関する知識の習得、経営の改善、業務の効率化、新たな顧客獲得に資するためパソコン講習会を引き続き実施する。
- ・ パソコン操作上の問題を解決し、操作技術を習得するため専門家による出張サポートを引き続き実施する。
- ・ ホームページの充実など指導センターにおける情報発信を強化するための取り組みを実施する。

II 受託事業

1 東京都受託事業

(1) 推薦書発行事業

東京都から「生衛融資に係る知事の推薦書発行业務」における推薦書発行业務について受託し、実施する。なお、推薦依頼の内容を十分に審査し、必要がある場合には経営相談を受けるなどにより、適切かつ迅速な業務処理に努める。

2 全国センター受託等事業

(1) 景気動向等調査事業

特別相談員や調査対象の生活衛生同業組合等の協力を得て円滑に推進する。
実施予定件数 70 件

(2) 経営状況調査事業

生衛業の経営状況を四半期ごとに調査することにより、生衛業の経営健全化のために活用する。 実施予定件数 70 件

(3) 標準営業約款事業

理容業、美容業、クリーニング業、麺類及び一般飲食店について標準営業約款制度の審査を実施する。また、消費者等に対する本制度のPRに努めるとともに、登録営業者に対する日本政策金融公庫の貸付利率が優遇されることを周知する等、様々な工夫により登録率の向上を図る。

(4) クリーニング師研修等事業

クリーニング師研修及び業務従事者講習会を受託し実施する。実施に当たっては、クリーニング組合、東京都、23区保健所等の協力を得て研修・講習会開催の周知に努め、受講率の向上を図る。

(5) サウナ営業融資審査会

サウナ営業者から生衛貸付の申込みに係る「指導センター理事長の意見書」の交付申請が提出された場合は、(公社)日本サウナ・スパ協会への加入を確認の上、融資審査会を開催する。

(6) 衛生水準の確保・向上事業

11月の「生活衛生同業組合活動推進月間」に、生衛組合の周知広報事業や組合活性化のための取り組みを重点的に展開する。

① 衛生水準の確保・向上事業推進会議の開催

生衛組合、関係行政機関、指導センターの構成による推進会議を開催し、行動計画策定及び実施結果報告・評価等を行う。

② 広報事業

消費者、生衛業者等に対し組合の広報・啓発活動を実施する。

③ 「新規営業許可店舗情報」の整備と生衛組合への情報提供

生衛組合による新規開業者に対する組合加入勧奨活動の実施を支援するため、新規開業店舗等の情報を入手・整備し、生衛組合に提供する。

④ 東京都に対する要請行動

都知事等に対する予算要望ヒアリング時に、衛生水準の確保・向上、組合加入促進など生衛業に対する支援を要請する。

⑤ 若手人材の育成事業

組合基盤強化を目的に、日本政策金融公庫と共催（後援）による若手・後継者を対象としたセミナーを開催するとともに、衛生水準の確保・向上について周知する。

(7) 生産性向上推進事業（新規）

生産性向上を図るため、モデル事業、講習会等を実施する。

(8) 受動喫煙防止対策事業（新規）

国助成金（労働災害補償保険対象外（一人親方））のPR、申請窓口業務を実施する。

Ⅲ 一般事業

1 関係機関連絡事業

関東甲信越静ブロック経営指導員会議等へ経営指導員を派遣するとともに、生活衛生同業組合との連絡会を随時開催するなど関係機関との連携を密にしていく。令和2年度経営指導員会議開催県 神奈川県

2 広報事業

生衛業の動向や指導センターの事業内容、さらには様々な経営情報等を掲載する広報紙を4回発行する。また、広報誌及びホームページの充実を図り、生衛業者及び都民に対する適時、適切な情報の提供に努める。また、頻繁な内容更新、親しみやすいレイアウトなどの工夫によりアクセス数の増加を図る。